

平成27年11月24日

## お 知 ら せ

件 名	北海道開発局とレッカー事業者が災害応急対策業務に関する協定を締結 ～大規模災害時における迅速・円滑な道路啓開に向けて～
-----	--

## お知らせ内容

平成26年11月に施行された災害対策基本法改正を踏まえ、北海道開発局と全日本高速道路レッカー事業協同組合、一般社団法人日本自動車連盟北海道本部との間で、災害発生時における応急復旧活動の阻害となる放置車両の除去等の協力に関する協定を締結いたしました。

大規模地震や大雪等の災害が発生した場合には、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず、消防や救急活動、緊急物資輸送などの災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあります。

この協定により、レッカー事業者との協力体制を構築し、連携して速やかな道路啓開が行われることで、早期通行止めの解除、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施が期待されます。

## 記

- 1 協定締結日  
平成27年11月24日（火）
- 2 協定締結者  
(1) 北海道開発局長 本 田 幸 一  
(2) ア 全日本高速道路レッカー事業協同組合(JHR)理事長 亀 山 善 之  
イ 一般社団法人日本自動車連盟(JAF)北海道本部事務局長 小 池 雅 一
- 3 協定の概要  
別紙のとおり

本協定の締結者である、北海道開発局、JHR及びJAFの3者が、下記のとおり合同で、災害対策基本法改正を踏まえた放置車両等の移動訓練を実施いたします。

本協定締結後、初めての3者合同訓練となりますので、あわせてお知らせいたします。

日時：平成27年11月25日（水）10：00から

場所：札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号

札幌開発建設部 札幌道路事務所構内

（地下鉄東豊線 「月寒中央駅」3番出口より徒歩7分）

本訓練につきましては、札幌開発建設部において11月18日に報道発表しておりますので、以下のURLを参照してください。

<http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/press/pdf/15111801.pdf>

問	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
合	北海道開発局 道路維持課	課 長 補 佐	森 山 崇	011-709-2311 内線5821
先	北海道開発局 道路維持課	道路防災専門官	長谷川 雄一	011-709-2311 内線5822

# 災害時における災害応急対策業務に関する協定書の概要

## 1. 目的

この協定は、災害時における災害応急対策業務に伴う車両移動に関し、北海道開発局とレッカー事業者が協力して円滑な災害復旧に資することを目的とします。

## 2. 業務内容

北海道開発局がレッカー事業者に対し、要請を行う業務は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動です。

平成26年11月21日に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が公布・施行され、これにより、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所用の措置を講ずることが可能となりました。

## 3. 実施区間

実施区間は、北海道開発局が管理する国道の区間を対象とします。

ただし、災害等の状況により、北海道開発局が管理する国道の区間以外に出動を要請することができるものとしています。

## 4. 出動要請

北海道開発局が所管する施設に災害が発生又は発生のおそれがある場合において、必要があると認める時、出動の要請を行うことができます。

